

歴史サロン花畑 歴史講座「公文書が語る熊本の歴史」第3回

- 1 演題 江戸時代の公文書にみる熊本の災害と社会
- 2 講師 今村 直樹 氏(熊本大学永青文庫研究センター准教授)
- 3 日程 令和6年(2024年)9月24日(火)14:30~16:00
- 4 場所 桜の馬場城彩苑2階 多目的交流室

【講演録】

はじめに

江戸時代、この城彩苑が建つ場所には、桜馬場屋敷という細川家の屋敷がありました。江戸時代中期には、当時の殿様の若君、のちの藩主宗孝(重賢の兄)がこの屋敷で養育されていました。今の城彩苑は町家のような建物が並んでいますが、江戸時代当時、町人は絶対に入れないような重要な場所でした。今日はこのような歴史・由緒のある場所でお話させていただくということで、楽しみにしてまいりました。

さて、熊本市公文書館が2027年度にできることになっていますが、本日は公文書の在り方について、江戸時代を事例としながら、「江戸時代の公文書」の性格や意義について考えたいと思います。

一般的に公文書とは、役所の文書、国や自治体が作った文書というイメージがあるかもしれませんが。その定義に従うならば、江戸時代の公文書は江戸幕府や全国の諸藩が作成した文書、熊本は細川家が治めていたので、その藩庁文書が江戸時代熊本の公文書ということになります。

ただ、日本の江戸時代は非常にたくさんの文書が作成され、かつ長期保存がなされています。我々日本人にとってみれば、古文書があるのが当たり前、という感覚があるかもしれませんが、これは世界的に見ても非常に珍しいんですね。中でも熊本は、永青文庫の細川家文書、とくに藩庁文書が全国でもトップクラスの伝来数を誇ります。のみならず、藩主の下の家老、藩士、地域をまとめる惣^{そうじょうや}庄屋、その下の庄屋たち村役人等の庶民の文書まで、社会全階層の文書がほぼ揃って残っています。これは非常に稀有ですごいことなんです。

本講演では、細川家文書の藩庁文書とともに、松井家文書という家老の文書、そして古閑家文書という惣庄屋の文書を取り上げます。この古閑家文書は熊本地震で被災し、私自身もレスキューに携わった文書です。その救出した文書から、知られざる熊本の災害の事実がわかったという話も行います。さらにそこから、江戸時代の公文書の定義をどう理解するか、藩庁文書が残っていればそれで良いのか、様々な社会階層の文書にまで視野を広げてこそ「公」ではないか、ということまでお話ししたいと思います。

現在の私たちは災害の時代を生きているがゆえに、過去の災害から教訓を学ぼうという姿勢があると思うのですが、災害の記憶というものは得てして忘れられやすいものです。発災時には強く意識されますが、5年10年も経つと忘れられがちです。熊本でも、100年ほど前に明治熊本地震があったにもかかわらず、熊本地震が起きるまでは、熊本は地震がない地域であるというのが一般的な言説でした。そのように災害の記憶は想起と忘却を繰り返します。

また熊本地震に関しては、震度7を同じ地点で2回観測するのは「史上初」という報道を聞かれたことがあるかと思います。でも「史上初」と言っても、地震の観測は実は明治からしか始まっていないんですね。もちろん明治以前にも地震はたくさん起こっているわけで、そのような意味でも地

震災等々の記録は、前近代、少なくとも江戸時代から考えなければいけないと思われます。

私の職場である永青文庫研究センターでは、熊本地震直後から江戸時代の熊本の災害解明に取り組み、その総括として2023年に『永青文庫研究叢書 細川家文書 災害史料編』を刊行しました。今日はこの本に収録された史料に拠りながら、災害リスクに関する情報とともに、私たちがどう災害と向き合っていくべきなのかについて考える素材を提供できればと思います。

1. 明和・天明の飢饉——藩庁文書

(1) 藩庁文書にみる近世後期の災害状況と飢饉

藩庁文書からわかる江戸時代の災害ということ、ここでは細川家文書の藩庁文書からみていきます。細川家は江戸時代を通じて大量の記録を作成し、かつ保管しました。江戸時代は260年にも及びますから、その藩庁文書の量は膨大になるんですね。その膨大な藩庁文書に関して、細川家は索引目録も作っています。例えば、年次の主要記事をまとめた年1冊の「^{ぞくせきらん}続跡覧」という史料があるのですが、その全体の索引目録として「跡覧目録」が作られています。項目ごとに記事がまとめられていて、何年の何月を見ればこういった出来事がある、ということが容易にわかるようになっています。

その項目の一つにあげられているのが、「大風雨 地震 洪水 ^{ごそんもう}御損毛」です。損毛は、災害による農業被害のことです。10万石以上の被害は幕府に届け出るというシステムがあったため、このような記録が残っています。これをもとに作成したのが、【表1】「近世後期熊本藩の年次災害状況」（配布資料3頁）です。この年表から、とくに18世紀半ばから安政期までは、「損毛届」すなわち農業被害報告がほぼ毎年出されていることがわかります。風雨や洪水の被害も多いです。藩庁の方で把握された内容・記録は、災害の全体像を俯瞰する際に役立ちます。

江戸時代の飢饉としては、享保の飢饉、天明の飢饉、天保の飢饉が有名です。凶作ゆえに食べ物がなく、餓死者が生まれるような飢饉ですが、じつは熊本藩領では、前述した三つ以外にも飢饉は頻繁に起こっています。次にお話するのは、あまり知られていない天明の前の時期である明和年間の飢饉です。

(2) 明和の飢饉における山間部の窮状

明和3年の損毛高は17万5千石、翌4年のそれは24万石だったという事実が、藩庁文書の「^{おぼえちよう}覚帳」に書かれています。この「覚帳」は農村行政を担当している熊本藩の行政記録で、藩庁の文書でありながら、地域の惣庄屋や郡代から上がってきた願書等の書類をたくさん含んでいるため、地域の事情もわかる記録なんですね。

【史料1】（配布資料4頁）は、現在の山都町にあたる^{すげおてなが}菅尾手永の3ヶ村に関する郡代の願書です。前年の疫病による作付けの遅れと冷害により食料が^{おすくいまい}払底したので、御救米を是非下さいと言っているのですが、助成対象となっているのは人口337人中92人分だけです。病気や高齢の方等、どうしても自力で稼ぐことができない人たちを中心に計上されていて、稼ぎがある人と3歳以下の子供が除外されています。藩庁とのせめぎあいの中、ギリギリのラインでそう決まったのだらうと思うのですが、極限の状態、場合によっては3歳以下の子供は諦めるという、いわゆる命の選別が江戸時代の行政で行われていたということが、ここで書かれているわけです。

もうひとつ重要なのは、3月半ばから5月末までの御救米を求めている点です。実は鎌倉・室町時代の日本では、人が亡くなる時期には季節性がありました。秋に収穫した作物が尽きる春から、

麦が収穫できるようになる初夏までの間に死亡者が集中しているんですね。つまり江戸時代の熊本でも飢饉時には鎌倉・室町時代と同じことが起こっていた、それだけ食糧確保が大変な時代であったことが、この藩庁記録からわかります。

また、このような過酷な状況で、92人以外の成年の男女、自力で食料調達できると考えられる人々が無事食べていけたのかというと、それも難しい可能性があったと思われます。地域では食糧が払底しているので、いわゆる物乞いのような形で、他所に食料を求めて行かざるを得なかったのではないのでしょうか。熊本藩領で、そのような人たちがどこに集まるのかというと、城下町、現在の熊本市中心部です。飢饉のときには施行を求めて、多くの難民・窮民が城下町に押し寄せてくることになりました。

(3) 「天明の飢饉」における熊本町での施行

次に天明の飢饉を取り上げます。これはさらに被害が大きく、熊本藩でも餓死や行き倒れが続出しました。今度の史料は細川家文書、藩庁文書の「達帳」です。これは人事褒賞記録という性格のもので、下級武士や村役人等がこのような活躍をした、このような業績を上げたので褒賞してほしい、そのような褒賞申請などが記録されています。

【史料2】(配布資料4頁) 天明4年の「達帳」のうち、(a)が御郡横目という地方行政・農政行政の役人2人に関する褒賞申請です。この2人は、熊本町の中河原で藩による施行事業の担当者です。(a)によると、2人は合計61,660人余もの膨大な人数に粥を渡し、中には疫病を患っている者もいたが、そのような病人に薬を渡す等の心遣いをした、ということが書かれています。(b)は施行小屋の建築を担当した本庄手永の惣庄屋に関するものです。(c)は本庄手永の惣庄屋の部下、下代・会所詰・小頭と呼ばれる役人に関するものです。本来は手永会所に勤めている役人で、江戸時代の地方公務員のような存在ですが、彼らは施行小屋に詰めて、不公平が起これないように施行を受けた人たちのチェックを行っていたとあります。しかも施行を受ける人たちから疫病をうつされ、引きこもっているとのことで、これだけ頑張ったからぜひ褒賞して欲しい、と書いてあるんですね。まさに体を張って施行に当たったということが、史料からわかります。

このように飢饉の際には、各農村部から熊本町に窮民が押し寄せ、藩も施行をして命を救おうとしましたが、藩庁記録からわかるのは、施行を支えていたのは実務役人層だということです。藩が命令しても侍たちが直接やるわけではなくて、実務役人である下級武士や地方役人たち、いわば庶民に近い人びとが活躍していたのです。

2. 「島原大変肥後迷惑」——藩庁文書・家老文書・惣庄屋文書

(1) 近世後期の地震概観

先ほどは【表1】から、これだけの災害が江戸時代の熊本で起こっていたことがわかる、という話をしましたが、実はこの年表も完全ではありません。熊本地震の直後である2017年に熊本県立美術館が作成した「肥後熊本震災史年表」と照らし合わせると、【表1】の藩庁文書の記録には、被害が大きい地震しか記載されていなかったことがわかりました。被害が小～中程度で、大規模にならなかったものに関しては、ここから漏れているわけなんです。

(2) 家老文書にみる「島原大変肥後迷惑」直後の被災地

日本史上最大規模の火山災害である「島原大変肥後迷惑」は、寛政4年4月1日に雲仙岳の

眉山が火山性地震と噴火によって山体崩落し、島原湾に大量の土砂が流れ込んで大津波が発生、その結果、熊本藩領の西部、海岸沿いの地域が甚大な被害を受けたというものです。

【表2】（配布資料3頁）は有明海沿岸地域の被害状況です。藩庁の対応も非常に素早いものがありまして、4月1日に発災して1週間もたたないうちに、これだけ沿岸部で被害がありますということを集約して江戸に送っているんです。被害状況を報告することで、幕府に対して、熊本藩に課せられた献金の額を減らしてください、といった折衝を行っていくんですね。

このような被害の全体像は藩庁文書からよくわかります。庶民の溺死者が5,209人、怪我人が307人、牛や馬も溺死しています。内容と数量の全容が明らかです。しかしその数量の背景にある現実、つまり当時の被災地で具体的に何が起こっていたのかについては、藩庁文書からだとはわからない部分があるんですね。そこで出てくるのが【史料3】（配布資料4頁）「外聞一件」です。八代城を治めていた、熊本藩の第一家老松井家の文書に、当時の被災地の状況を報告した記録がありました。

外聞というのは、いわゆる密偵のようなものです。熊本藩は薩摩藩に密偵を派遣して状況を調べていたという新史料発見の新聞報道が昨年ありましたが、災害が起こった場所にも探索者を派遣し、被災地の状況をすぐに調べさせていました。【史料3】の報告が作成されているのは4月2日です。1日の夜に津波が起こったのですが、翌日にはもう熊本からこの被災地に密偵が派遣されて、その日のうちに報告書が作成されています。恐るべき速さですね。

内容は外聞本人が現地で見聞したものです。(a)は高橋町の町役人の証言で、雷のような音が鳴って火事だという声に驚いて外に出たら、目の前に流れている坪井川の水かさが異常に増していたという話です。(b)は津波の影響で坪井川が逆流し、河口の^{がたむら}瀧村から高橋町まで家が1軒流れてきて、家を破って女性が中から這い出てきた話です。(c)の^{せごんこう}千金甲村は、現在千金甲古墳があるところで、これも河口近くの村なんですが、家1軒も残らず皆流されたと書いてあります。東日本大震災では津波で流され、数日漂流して命が助かった方がおられた話もありましたが、(b)などはそれに通じる話で、非常に生々しくリアリティーがあります。

(e)は津波が襲ってきた際、人々が山に登って避難したという内容です。^{おんぼさん}恩坊山（御坊山）に外聞が行ったところ、瀧村の女性や子供たちが神殿のところに200人くらい避難していたとあります。御坊山というのは小島にある熊本市内で一番低い山でして、実際登ってみると神社が今も残っています。古文書の内容と現地の状況が一致するんですね。古代の小島はまさに島のように、御坊山などが突き出ていたとされています。それゆえ、災害が起こった時は避難先とすべしという伝承が地域に存在しており、人びとは高台である御坊山に避難したのではないかと私は見えています。

(3) 惣庄屋文書にみる大津波の記憶と地震の教訓

嘉永7年には安政南海地震が起こりました。いわゆる南海トラフ地震です。熊本は震度5だったのですが、惣庄屋文書である古閑家文書を見ますと、当時本庄手永の惣庄屋だった古閑才蔵は、熊本の被災状況を自らの備忘録に克明に記録していました。これが【史料4】（配布資料5頁）になります。

(d)では、雲仙岳の前嶽（眉山）がまた崩れた、とあります。「島原大変肥後迷惑」の際には、眉山が崩れて島原湾に落ち、巨大津波が起こりましたが、今回（安政南海地震）の場合は津波の被害はなかった、と書かれています。なぜ、それがわかったかということ、地震が起こった直後から外聞を出し、島原の様子を探らせているからなんですね。つまりこのときには「島原大変肥後迷惑」の記憶がすぐに想起され、熊本側が島原側の状況を注視していたわけです。

(b)もまた興味深く、安政南海地震の際、上近見村役人の平助の家が崩れたと書かれてあります。ここで古閑は、家が倒れたのではなく梁や鴨居が落ちたのは、地盤が悪かったためではないか、と考察するんですね。そこで村の古老に尋ねたところ、この場所は昔、井手があった後を埋め立てたところだったと聞き、地盤が固い所に家を建てるべきだ、と結んでいます。現代と同じことを江戸時代にも言っていたということです。惜しむらくはこれが古閑家の備忘録、個人の記録であったため、ひろく共有されることがなかったと思われる点です。ひろく共有されて古閑の教訓が後世に伝わっていれば、災害対策として大きく役立ったのではと思われます。

このように、災害の全体的な被害状況を理解する上で、藩庁文書というのは非常に有効なのですが、被災地の具体的な実態やその対応に迫る際には、家老・藩士の文書や地方文書がより重要な意味を持つケースが存在します。だから、どちらかの史料だけあればいいということではなく、相互補完的な関係にあるわけです。また、災害の記憶というものは、江戸時代から想起と忘却を繰り返していることが、以上で紹介した文書からわかってくると思います。

3. 「辰の年の大水」と嘉永7年の洪水——藩庁文書・惣庄屋文書

(1) 近世後期の洪水概観

藩庁文書に関していえば、洪水に関しても地震と同じで、比較的小さな洪水は記録されにくいものがあります。ただ、今回の台風等の被害は大きいと警戒されながら、肩透かしに終わることが現在でも多々ありますが、そのような場合でも後の結果なんてわかりませんから、リアルタイムの人びとは非常に緊張しているんですね。そのような災害に直面した現場のリアルな緊張感が、地方文書を見るとわかってくる、という話を行いたいと思います。

(2) 藩庁文書にみる「辰の年の大水」

寛政8年に起こった江戸時代最大規模の水害「辰の年の大水」では、現在の熊本市中心部が水浸しになりました。藩庁文書を見ると、被災家屋が3千軒ぐらいたとか、死者数74人や、山崩れが約9千か所出たなど、被害の全容がわかります。ここで被災地の状況がわかる史料として、藩庁文書の「達帳」からその内容を見ていきたいと思います。

【史料5】(配布資料5頁)はまさに熊本市中心部の話です。京町と出京町の町役人3人について褒賞申請されています。京町と出京町、ここは高台ですよ。これが重要なポイントです。何があったかという、6月11日の非常の洪水のときに寺原や内坪井のあたりが水に浸かった、と。人々は家の屋上に上がって助けを待つかれど、もうこれは助かれないと覚悟していたところ、この3人が相談して緊急で救命用の筏いかだを作り、京町の方でも船を1艘作ったり、ほかに借りてきたりして、この屋根の上に避難した人びとの救援に向かうんです。中でも興味深いのは、往きの船に炊き出しの飯を積んで避難している人たちに配り、戻り船で避難者を収容して帰った、とあるんですね。そして京町の仏蔵寺ぶつぞんじや、町役人の家々に臨時に収容して命を助けた、と。つまり高台の京町の人々が、低いところの地域の人々を助けた事実が書いてあるわけです。

これを見たとき、すごい史料だなと思ったんですが、当時の藩庁も「比類なき働き」だとして激賞しています。いわゆる町民同士の助け合い、相互扶助が、辰の年の大水のときに展開されていた事実が、この史料からはわかります。

(3) 惣庄屋文書にみる嘉永7年の洪水

最後に紹介したいのは、結果的に「辰の年の大水」のような大きな被害までは出なかったものの、大きな緊張が走った嘉永7年の坪井川と井芹川の洪水の記録です。熊本地震後にレスキューされた惣庄屋文書（古閑家文書）の調査で発見された新史料です。

【史料6】（配布資料5頁）は池田手永惣庄屋の布田太郎右衛門から、本庄手永惣庄屋の古閑才蔵に対して出された書状です。布田は、坪井川と井芹川でにわかに洪水が起こり、これは37年ぶりの大水である、と述べている。すでに被害も出ており、なかでも高麗門の前の水抜普請所が破損している、と。今も新町には高麗門の跡があります。ちょうど城下町とその外との境目となるところで、江戸時代はその門前に坪井川と繋がっている堀がありました。その堀で水抜きの普請工事をしていたところ、大雨の影響で崩れたんですね。そして、その被害の様子を見に行った人、おそらく普請関係者だと思いますが、その人が溺死してしまいました。今でも台風や洪水の際、田んぼや川の様子を見に行き被害に遭われる方がいますが、布田太郎右衛門は、溺死者を一人出してしまったために進退伺を出す、と言っているわけです。非常の災害ではあるけれども、人命が失われてしまったことに大きな責任を感じているのです。【史料7】（配布資料5頁）は、進退伺の提出先となった郡代からの「達書」で、布田太郎右衛門らについては謹慎に及ばない、としています。

私は、このような出来事が起こっていたことを、この文書で初めて知りました。熊本藩の年表等にも、この嘉永7年の洪水の話は載っていません。最終的に被害が深刻化しなかったため、記録されなかったものだと思うんですが、この洪水からも学ぶべきところがいくつかあると思います。ひとつは、当時、37年前に起こった洪水の記憶がまず想起されたこと。つまり、過去の災害に関する記録を当時の行政はきちんと残していて、最悪の事態を想定しながら目の前の災害と向き合っていたということです。だからある意味で、現在よりも災害記録を重視していたのは江戸時代人、江戸時代の地方行政の方かもしれない、と感じられるのです。

もうひとつは、死者を出したことに對して大きな責任を感じている、という点です。つまり、日本では近代になって人命尊重の思想が現れたわけでは決してなく、江戸時代からこのように人命を大切にするという思想が存在し根付いていたのです。この点も、惣庄屋文書から明らかになった重要な事実だと思います。

おわりに

江戸時代の災害が現代に放つメッセージはたくさんあると思います。今日取り上げた限りでも、現代の大規模災害を彷彿とさせる史実が見られました。途中省略しましたが、【史料3】(f)（配布資料5頁）では、「島原大變肥後迷惑」のときに沖で高波が立っているのを見て、早く逃げろと町中を走り回った町役人がいた、と記されています。津波の危険が間近に迫っているにもかかわらず。【史料2】の飢饉時の施行の話もそうですが、被災者の救済や避難のために身をなげうった役人たちがいた。これも現代と変わらないことだろうと思います。

一方、私たちが史実から大いに学ぶべきものもあります。発災時の人々の助け合いの重要性や、人命尊重の思想、さらには災害の記録を重んじた江戸時代の行政など。37年ぶりの洪水という、過去の大災害の事例がすぐに出てくる。それは、過去にこのような大災害が起こったという記録が、行政の現場で共有されているからこそ可能になったと思われます。

私は、日本の近代は江戸時代を大きく否定したことが問題であり、江戸と明治との間には、継承される記録の断絶があるように思っています。江戸時代の記録が役所の記録としてきちんと継承さ

れていたならば、熊本地震で「史上初」の出来事（震度7を同じ地点で2回観測）が起こったという話にはならなかったかもしれません。災害の記憶というのは、どうしても忘却と想起を繰り返します。ゆえに、当たり前ではありますが、きちんと記録を残し、それを未来に継承していくことが何より重要になるだろうと思います。

今日の江戸時代の災害の話を通じて一番お伝えしたかったことは、藩庁文書、行政役所の記録は大事だけれども、それだけで地域や市民の歴史はカバーできない、ということです。要するに家老文書や地方文書、近代においても市役所の文書だけでなく、地域の人々の文書を残すことによってわかってくるものがたくさんある、ということです。

「公」という言葉を辞書で調べますと、①おおよけ、国家や政府に関すること、②偏らない、正しい、③共通、全てに当てはまる、という意味があります。公文書の「公」とは、この③の意味ではないでしょうか。つまり、公文書とは市民共有の財産である、と。そのような観点から、2027年に開館予定の熊本市公文書館では、役所の記録のみならず、地域に残されている住民の記録もぜひ保存の対象としていただきたい、というのが私の意見です。

特に昨今、大規模災害の頻発や超少子高齢化によって、家やコミュニティーが危機に陥り、これまで自力で文書を守ってきたところが、存続の危機に直面しています。そのような状況を鑑みても、新設の熊本市公文書館が果たすべき役割には大きなものがありますし、私自身、大きな期待をしています。それとともに、熊本には県の文書館も必要だと思います。やはり県レベルでも公文書館を作ってほしい。そのようなメッセージを込めつつ、今日は藩庁文書から惣庄屋文書までということでお話させていただきました。

（文責：熊本市歴史文書資料室）